

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日に清掃業を営むA所在のB株式会社（以下「事業場」という。）に雇用され、勤務していた。

請求人は、昭和〇年から平成〇年までの約25年間、取引先であるC会社D工場を初めとする化学工場から出る産業廃棄物の処理業務に従事していたことから、平成〇、〇年頃から頭痛、咳等の症状が出現し「末梢神経障害」等を発症したとして、監督署長に休業補償給付を請求したが、監督署長は請求人に発症した疾病は業務に起因したものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。なお、請求人は前回処分に対する再審査請求は行っていない。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間E病院に受診し、「両側尺骨神経麻痺、頸髄及び腰髄神経根障害」（以下「本件傷病」という。）と診断されたことから、監督署長に療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「今回処分」という。）。

請求人は、今回処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平

成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病について、有機廃棄物等を取り扱う作業により発症したものである旨主張するが、当審査会としては、一件記録を精査するも、決定書理由第2の2の説示のとおり、当該傷病が業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、請求人の症状にかかる判断について、監督署長が弟のデータと取り違えたものである旨を主張するが、請求人が高血糖の既往を有していたことは、平成〇年〇月〇日に採取された生化学・血清検査報告書において、血糖食後5h 336と記録され、また、F病院の担当医師も、請求人の氏名を明記した同年〇月〇日付けの処方において、「FBS 336mg/dl」と記載しているところであり、疑いのないものである。さらに、G医師による症状所見書においても、請求人には糖尿病の症状があり、治療対象となっている旨記載されている。したがって、請求人の上記主張には理由がない。

さらに、その他の再審査請求の理由についても子細に検討したが、前記判断を左右するに足りる資料は見いだすことはできなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る移送費の請求については支給要件を満たさず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送

費)を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。